

議案第 58 号 東海村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 **【反対】**

【質疑】

今回の条例一部改正で、共生型地域密着型サービス事業が追加されるとのことですが、関連して3点お聞きします。

1点は、共生型サービスとはどういうサービスになのか。

2点は、村内既存または新規を含めて共生型サービスの実施について、事業所からの相談はこれまでにあるか。

3点は、共生型サービスを利用するのは村民に限られるのか。

【答弁】

お答えします。**【まず1点目】**でございますが、共生型サービスとは同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供することでございます。障害福祉サービスの指定を受けている事業所が介護保険事業所の指定を受けることで、障害福祉サービス事業所における65歳以上の利用者が、引きつづき同じ事業所でサービスを受けられるようになります。

【次に2点目】でございますが、現時点におきまして、既存、新規の事業所とも相談はございません。

【最後3点目】でございますが、共生型地域密着型サービスにつきましては、東海村に住所を有する方が対象となっております。以上でございます。

【反対討論】

日本共産党の大名美恵子です。議案第58号東海村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

今回の改正案は、法改正に基づくとのことですが、村においては法改正のねらいや追加された事業において関係者の負担増や不利益の発生はないのかなど、丁寧に調べて、法改悪である場合は、その分を補う策が必要であると考えます。

先ほどの答弁で、今回追加される共生型地域密着型サービス事業について、「同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供することで、障害福祉サービスの指定を受けている事業所が介護保険事業所の指定を受けることにより、障害福祉サービス事業所における65歳以上の利用者が、引きつづき同じ事業所でサービスを受けられるようになる」との説明がありました。

しかし、今年度の報酬改定によって、障がい福祉事業所が「共生型サービス」を実施する場合には減収となり、介護保険事業所で「共生型サービス」を実施すれば増収になる可能性があることが、関係機関の調査で明らかになりました。

結果として、障がい福祉事業所は存続が困難となり、障がい者は使い慣れた障がい福祉事業所での継続した利用ができなくなる可能性が十分あり得る制度だということで、容認することはできません。

現在のところ、共生型サービス事業を考え、村に相談している事業者はないとのことですが、こうした矛盾が起きるのは、政府が65才以上の障がい者は、原則「介護保険優先」という前提を、崩していないことにあります。

介護保険優先原則問題を65歳問題と言われていますが、1つには、要支援1・2の高齢障がい者は、地域支援事業・総合事業の給付対象ではないので、利用料を払わなければならないという事態が発生すること。さらには、障がい福祉サービスでは非課税世帯が無料だったが、介護サービスでは定率負担を求められる。負担軽減策があっても非常に限定的であり、多くの障がい者のサービスが後退していくという問題です。

国は、「共生型サービス」設立の目的に「65歳問題」等の解消を掲げていますが、真の解消のためには、介護保険優先原則を廃止し、障がい者が安心してサービスを利用できるために「障がい福祉制度」と「介護保険制度」を選択できる仕組みとすることなどが必要と考えます。

しかし、今回の条例改正案では、村が独自に高令障害者の不利益部分を補う策がないままの議会への議案提出となっているため、賛成することはできません。

以上述べまして、議案第58号に反対する討論と致します。

議案第59号 平成30年度東海村一般会計補正予算（第3号） **【賛成】**

議案第60号 平成30年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
【反対】

【反対討論】

日本共産党の大名美恵子です。議案第60号平成30年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号に、反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算には、県域化にかかる交付金収入及び事業実績等のシステム変更のための支出金が盛り込まれている点が認められません。

国民健康保険法は、その第1条で、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とうたっています。この目的をもとにこれまで国保は、市町村が運営し住民の命が守られてきまし

た。しかし、市町村の国保会計は、多くの自治体で赤字となり、一般会計からの法定外繰り入れを行ってきました。なぜ赤字会計になってきたのか、原因の大半は、制度創設時財源の 5 割を占めていた国庫負担が半減されて久しくなることにあります。国はこのことを放置したまま、赤字解消策の 1 つとして県域化を進めてきました。

市町村が住民の命を守るために行ってきた一般会計からの法定外繰り入れを止めさせ、保険税引き上げで解消をはかろうとするものですが、もともと加入者に低所得者が多い国保です。国保の目的を達成するためには国庫負担金の増額が何より必要です。税引き上げでは被保険者を医療から遠ざけるばかりです。

よって県域化にかかる交付金収入及び事業実績等のシステム変更のための支出金が盛り込まれた本補正予算は容認できません。

以上述べまして、議案第 60 号に反対する討論と致します。

議案第 61 号 平成 30 年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
【賛成】

議案第 62 号 平成 30 年度東海村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
【賛成】

議案第 63 号 平成 30 年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
【賛成】

議案第 64 号 平成 30 年度水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
【賛成】

議案第 65 号 平成 30 年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
【賛成】

議案第 66 号 平成 30 年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
【賛成】

議案第 67 号 平成 30 年度水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
【賛成】

議案第 68 号 平成 29 年度東海村水道事業会計利益の処分について **【賛成】**

議案第 69 号 平成 29 年度東海村病院事業会計利益の処分について **【賛成】**

議案第 70 号 指定管理者の指定について（東海村病児・病後児保育施設）

【賛成】

【質疑】

公益社団法人地域医療振興協会が指定管理者として提案されましたが、病児・病後児保育事業施設の建設地が村立東海病院の敷地内ということもあり、自動的に決められたかのように受け取れますが、指定管理者選定の経緯についてお聞きします。

【答弁】

お答えいたします。

「東海村病児・病後児保育施設」の指定管理者につきましては、本年6月22日から7月13日までの期間、村公式ホームページにおいて広く公募を行った結果、「公益社団法人地域医療振興協会」の1者から申請があったものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、「東海村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則」の規定に基づき、副村長や各部長で構成する「指定管理者選定委員会」を開催し、申請書類の確認と申請者に対するヒアリングを行い、審査いたしました。

その結果、申請に当たっての資格要件、さらには「村民の公平な利用を確保できること」、「安心・安全な保育サービスを安定的かつ継続的に提供できること」、「保育施設の効用を最大限に発揮させることができること」といった選定基準を満たしているとともに、神奈川県横須賀市や新潟県湯沢町など複数の病児・病後児保育施設における管理実績を有している「公益社団法人地域医療振興協会」が指定管理者として適切に施設の管理運営を行うことができる者であると認め、候補者として選定したものでございます。

【再質疑】

病児・病後児保育実施にあたっては保育士2名、看護師1名の体制が必要とされると思いますが、採用についてはどのように行う予定なのかお聞きします。

【再答弁】

お答えいたします。

病児・病後児保育施設において指定管理業務に従事する保育士や看護師につきましては、議会の議決をいただき、指定管理者として指定された後に、「公益社団法人地域医療振興協会」において募集を行い、採用することとなっております。

議案第 71 号 字の区域及び名称の変更について 【賛成】

議案第 72 号 村道路線の認定について 【賛成】

議案第 73 号 平成 30 年度東海村一般会計補正予算（第 4 号） 【賛成】

議案第 74 号 工事請負契約の締結について（病児・病後児保育施設） 【賛成】

議案第 75 号 工事請負契約の締結について（文化センター） 【賛成】

議案第 76 号 工事請負契約の締結について（総合体育館） 【賛成】

議案第 77 号 工事請負契約の締結について（久慈川河川敷） 【賛成】

認定第 01 号 平成 29 年度東海村一般会計歳入歳出決算の認定について 【反対】

【反対討論】

日本共産党の大名美恵子です。認定第 1 号 平成 29 年度東海村一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

住民の立場で決算を見た時、評価できる点も多々ありました。しかしどうしても容認できなかった数々の点について、討論では平成 29 年度予算審査で指摘した点を中心に述べ、反対する意見とします。

まず、村職員の一般職給料における扶養手当及び議員を含む特別職の期末手当が前年の人事院勧告の影響を受けたまま決算された点です。一般職の扶養手当額は約 3 割強の職員が減額となり、平等感が軽んじられたと言えます。また特別職の期末手当引き上げは、村独自の判断で中止すべきでした。

次に、茨城租税債権管理機構への負担金支出と職員派遣が行われた点です。県議会の議論で、機構による強引な取り立てと、住民のその後の生活が成り立たなくなったという事例が明らかになりました。こうした組織は解散すべきです。本村職員には本来の行政サービスに徹する心を持ち続けていただくために、機構への派遣中止を県に求めるべきです。

次に、通知カード・個人番号カード関連事務の委任を受けた点です。少しばかりの利益と引き換えに、村民の番号が漏えいし悪用された場合の被害ははかりしれません。この制度は廃止すべきです。しかし既にマイナンバーを扱った業務がおこなわれていることから、全職員への危機管理意識の徹底、及びこれ以上の村独自の運

用はしないことが肝要です。

次に、産学官連携による原子力人材育成・確保支援コーディネート業務が実施された点です。原発推進が前提により必要となる原子力関連の人材育成や確保のための事業は問題です。福島原発事故が終息していない中で、また事故被害者の救済も道半ばの中で、むしろ真に求められるのは、原発の廃炉作業への従事や核廃棄物問題に関する人材育成と確保ではないでしょうか。

次に、港湾整備負担金及び、常陸那珂港関連の様々な負担金が支出された点です。土木工事を何年も続ける公共事業ありきの政策は止めるべきです。また重要港湾整備では、工事費負担は本来、港湾法に基づくべきと国・県に要望することが求められていました。

次に、定住自立圏連携事業にかかる 5 事業について負担金が支出された点です。市町村合併に至る前段の事業とも思われる定住自立圏連携事業は、本村が必要な事業や施設を独自に整備しきってこそ村民の不利益をさけることに繋がります。中心市水戸への機能集中では、村民の不利益が増すばかりです。

最後に、小・中学校普通教室へのエアコン設置についてです。昨年度設置の方向性は持ちつつも、年間通じて全く予算化されず具体化に着手しなかったことは反省すべきと考えます。なぜ具体化できなかったのか大いに疑問が残ります。仮に昨年度着手されていれば今年の酷暑への対応が可能であったと言えます。児童生徒、保護者からも感謝されたことでしょう。茨城県外の児童ではありましたが、死亡者が出てはじめて一気に動くというのでは、児童生徒の命と健康を守ることができる学校の環境整備がどうであったか問われたと言えます。

また子育て支援の観点からも、育とうとする子どもたちを真に支援するとはどういうことなのかも問われたのではないのでしょうか。今議会に提出された来年度空調機器設置のための補正予算は、未設置のすべての普通教室と特別教室合わせて限度額 6 億 1 千万円です。近年暑さが強まってきてい中で村長が招集した総合教育会議においてある教育委員から出された意見に、村長や教育委員会職員は心動かされたやにも聞きましたが、村長や教育委員会職員のなかにまだ「暑さの中での授業も子どもたちにとって必要」との考え方が抜けきれなかったのでしょうか。

それとも国や県がどういっているかが気になっていたのでしょうか。必要な事業と考えられる場合は、独自の判断と見極めが重要です。ぜひ今後に生かしていただければと考えます。

以上述べまして、認定第 1 号について反対の立場からの討論と致します。

認定第 02 号 平成 29 年度東海村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について **【反対】**

【反対討論】

日本共産党の大名美恵子です。認定第 2 号 平成 29 年度東海村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

本決算は、2018 年度からの国保県域化に向けて税徴収強化が意識された決算であり容認できません。もともと加入者に低所得者が多い国保の税額は負担能力をはるかに超えていると言えます。資格者証明書や短期保険証の発行、督促発生と同時の税務課への滞納整理依頼などはやめて、丁寧な相談により被保険者の体調の確認や納税の方向性をともに探ることが必要です。

特に、昨年度は、茨城租税債権管理機構による厳しい取り立ての問題が露呈しました。行政によって、被保険者の生きる希望を奪うようなことがあってはなりません。命に関わる国保税の滞納者を茨城租税債権管理機構に送ることに繋がる対応は止めるべきです

以上述べまして、認定第 2 号に反対する討論と致します。

認定第 03 号 平成 29 年度東海村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について **【反対】**

【反対討論】

日本共産党の大名美恵子です。認定第 3 号 平成 29 年度東海村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

2017 年度から後期医療の更なる改悪が進められることになった訳ですが、本決算では、基礎控除後の総所得金額が 58 万円以下の場合の所得割額の軽減が 5 割から 2 割に改悪された決算であることは容認できません。

本医療制度は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた 75 歳以上の高齢者を国保から切り離し、高齢化が進み医療費が増大すれば、同時に保険料も増額されるという医療制度としては世界でも例を見ない悪制度です。安心できる高齢者医療制度こそ整備が望まれています。後期高齢者医療制度は廃止を求めます。

以上述べまして、認定第 3 号に反対する討論と致します。

認定第 04 号 平成 29 年度東海村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について **【反対】**

【反対討論】

日本共産党の大名美恵子です。議案第 4 号 平成 29 年度東海村介護保険事業特

別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

本決算は、国が進める「医療と介護の一体改革」により、病床数削減と病院から追い出しの促進、その受け皿となる在宅介護の「地域包括ケアシステム」の構築、住民同士が手助けする「互助サービス」への移行のための「在宅医療・介護連携推進事業」など、保険料徴収は強化されながら給付は削減という国の悪政を推進した決算であり認めることはできません。

以上述べまして、認定第4号に反対する討論と致します。

認定第05号 平成29年度水戸・勝田水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について **【賛成】**

認定第06号 平成29年度水戸・勝田水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について **【賛成】**

認定第07号 平成29年度水戸・勝田水戸・勝田都市計画事業東海駅西第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について **【賛成】**

認定第08号 平成29年度水戸・勝田水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について **【賛成】**

認定第09号 平成29年度水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について **【賛成】**

認定第10号 平成29年度東海村水道事業会計歳入歳出決算の認定について **【賛成】**

認定第11号 平成29年度東海村病院事業会計歳入歳出決算の認定について **【賛成】**

同意第03号 東海村教育委員会委員の任命について **【賛成】**

発委第02号 教職員定数改善及び義務教育国庫負担制度堅持にかかる意見書 **【賛成】**